

朝日町への移住(Uターン含む)・定住で30万円分を支給!

～朝日町若者移住・定住支援事業～

■支給内容

年額10万円分の地域商品券を最大3年(総額30万円分)支給します。
※原則として1年に2回に分けて交付(1回5万円分)。

みんなからの申請
待ってるよ～♪



■支給対象者

支給要件(全10項目)すべてに該当する方(以下要件抜粋)

- ① 町内に居住実態があり、住民登録を行っている方
- ② 令和3年4月1日から申請年度の3月末までの期間に新たに就業(就職[アルバイトやパートを含む]、就農、起業)した者で、かつ就業した年度において満30歳未満であること。または就業しており令和3年4月1日から申請年度の3月末までの期間に朝日町に住所登録した者で、かつ住所登録した年度において満30歳未満であること。
- ③ ②における就業した日および住所登録した日が、中学校や高校、専門学校、大学等を卒業または中途退学してから6年以内の方
- ④ 公務員、地域おこし協力隊等でない方
- ⑤ 朝日町に定住する意思があり、単なる転勤ではないこと。
- ⑥ 朝日町奨学金返還支援事業等の支援を受けていない方
※その他の要件や詳細については町HPでご確認ください
※②の対象期間について、令和6年度に限り令和3年度まで遡りますが、令和7年度からは変更になります。

■対象者の例

- 例① 令和6年3月31日に高校を卒業し、朝日町に居住して、町内外問わず就業(就職、就農、起業)した。
- 例② 令和3年3月31日に大学を卒業し、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで県外の企業で勤務。その後、退職して朝日町に居住して、町外の企業に令和5年4月に就職し、朝日町から通勤している。

■申請方法

下記QRコードから町HPへアクセスし、申請様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付書類を添付して提出してください。

◆町ホームページURL

<https://www.town.asahi.yamagata.jp/portal/attraction/ijukankei/7407.html>

■申請期間

令和7年3月31日まで随時

二次元バーコードは
こちらから♪



■提出先及び問合せ先



政策推進課地域振興係

TEL : 0237-67-2112

FAX : 0237-67-2117

E-mail : chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp

